

ジェトロ・ウェビナー 「現地駐在員発！マレーシアの今」

2020年12月22日

日本貿易振興機構（JETRO）クアラルンプール事務所

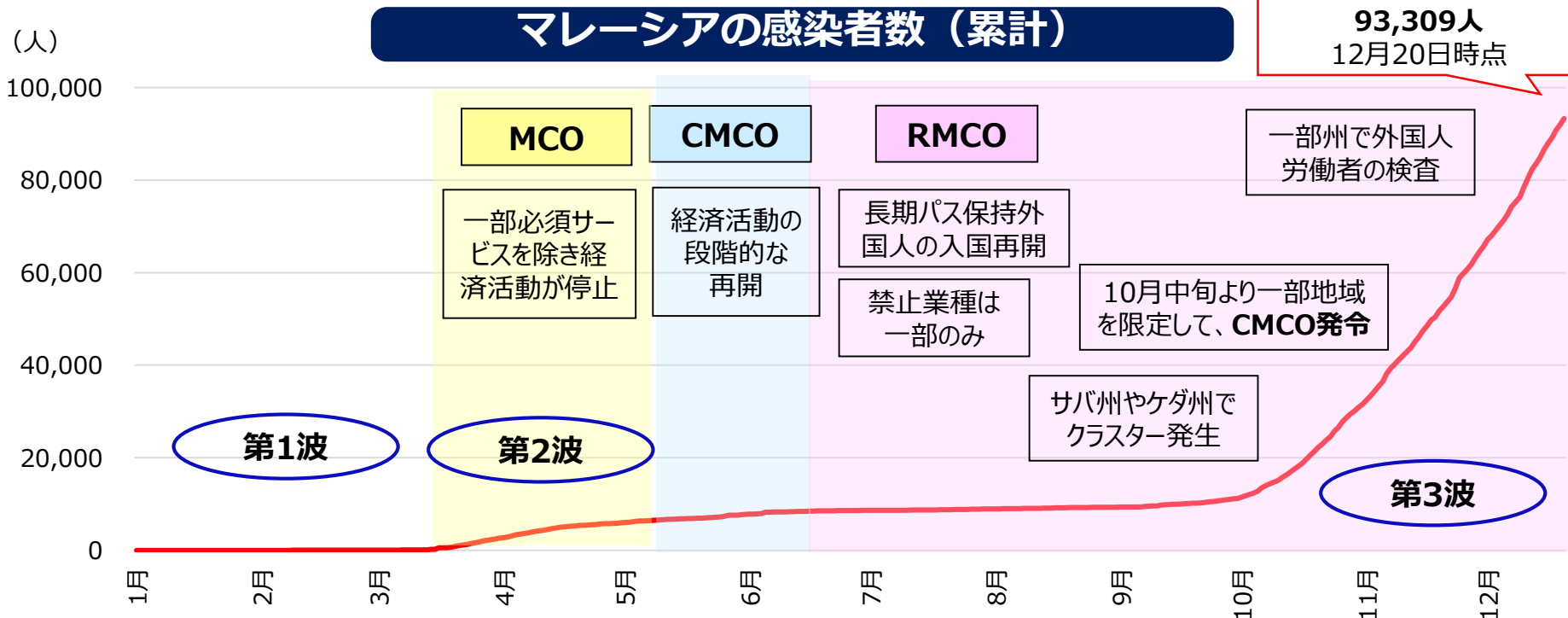
JETRO 感染者数の推移

ASEAN6カ国の感染者・死亡者数

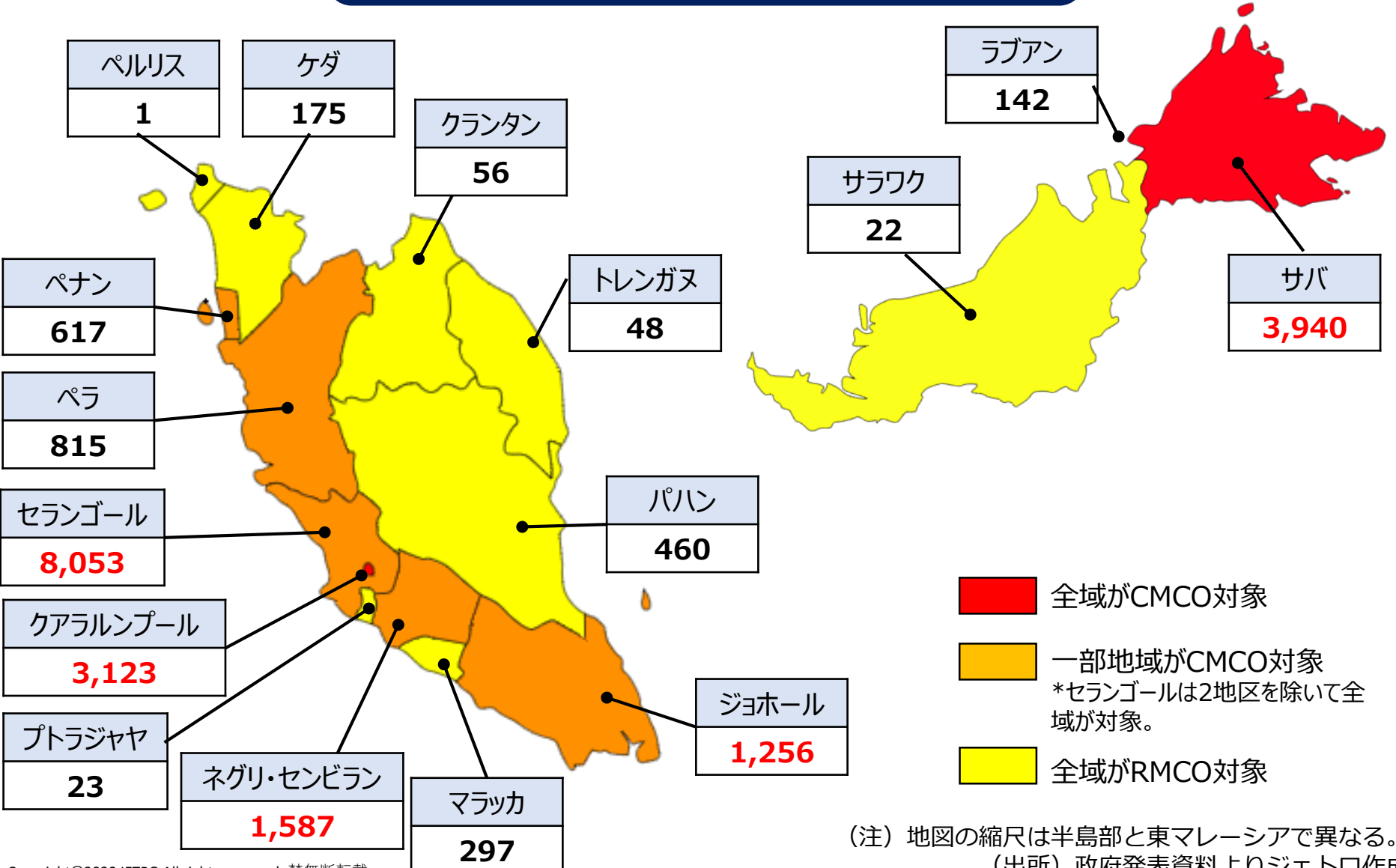
(単位：人)

国名	インドネシア	フィリピン	マレーシア	シンガポール	タイ	ベトナム
累積感染者数	611,631	448,331	82,246	58,313	4,192	1,395
1日平均	5,989	1,466	1,555	8	17	4
累積死亡者数	18,653	8,730	411	29	60	35
1日平均	152	29	4	0	0	0

※12月13日時点。 ※1日平均は12月7日～13日までの1週間の感染者数・死亡者数から計算。



各州感染者の状況 12月7日～20日までの2週間の感染者数



(注) 地図の縮尺は半島部と東マレーシアで異なる。
(出所) 政府発表資料よりジェトロ作成

JETRO 移動制限令 (MCO) の概要【フェーズ1～4】

発表	3月16日	3月25日	4月10日	4月23日
期間	3/18-31	4/1-4/14	4/15-4/28	4/29-5/12
	移動制限令 (フェーズ1)	移動制限令 (フェーズ2)	移動制限令 (フェーズ3)	移動制限令 (フェーズ4)
外出制限	生活必需品の買い出し、通院、警察が認めた移動以外の外出を禁止 * 4/1～移動範囲は自宅から 半径10キロ圏内 に			
買い出し 人数	1世帯で1人 のみ			1世帯で2人まで
車1台の 乗車人数	明示的な 言及はなし	自家用車： 1人 まで タクシーや配車サービス：乗客 1人 まで		自：2人まで タ：乗客1人まで
移動可能な 時間帯	明示的な 言及はなし	自家用車／商用車：朝7時～夜7時 タクシーや配車サービス：朝6時～夜10時 公共交通機関：朝6時～夜10時		
レストラン等	レストラン、カフェ、屋台などでの店内飲食は一切禁止 テイクアウトやデリバリーのための営業は許可。			
営業時間	24時間営業は短 縮要請	レストラン、カフェ、屋台等：朝8時から夜8時 スーパー、コンビニ等：朝8時から夜8時		
入出国制限	外国人：出国可／原則入国不可 、マレーシア人：出国不可／入国可、但し14日間の経過観察要			
集会	不可（宗教、スポーツ、社会、文化に関するイベントを含む）			
ビジネスの 操業	政府が定める生活必需サービスのみ、MCO期間中の操業を許可 製造業は、指定業種のみ、操業には国際貿易産業省からの承認取得が必要			

JETRO 移動制限令 (MCO) の概要【CMCO～RMCO】

発表	5月1日	5月10日	6月7日
期間	5/4-	5/13-6/9	6/10-8/31
	経済活動 条件付き緩和	条件付き移動制限令 (CMCO)	回復移動制限令 (RMCO)
外出制限	目的によらず外出が可能に ただし、州をまたぐ移動および一部活動は不可		国内移動の制限は撤廃
買い出し人数	制限なし		
車1台の 乗車人数	自：4人まで 夕：乗客2人まで		自：4人まで 夕：車の法定最大乗車定員による
移動可能な 時間帯	自/商：制限なし 夕：朝6時～夜11時／公：朝6時～夜11時		自家用車、商用車、タクシー等、公共交通機関 すべてにおいて制限なし。
レストラン等	店内飲食を条件付きで可能に		
営業時間	レ：朝7時から夜10時 ス：朝8時/10時から夜10時		レ：朝7時から夜12時 24時間コンビニは夜12時まで
入出国制限	外国人：出国可／原則入国不可 マレーシア人：出国不可／入国可		外国人：出国可／原則入国不可 外国人駐在員：出国・再入国条件付で可 マレーシア人：出国不可／入国可
集会	大人数が集まるものは不可 親族や友人の集まりなどは20人まで（同地域内に限る）		ソーシャルディスタンス順守が条件 会議や展示会は最大3～5時間まで
ビジネスの 操業	一部禁止業種以外は操業可能（条件付） RMCO中は段階的に禁止業種が解禁（7月15日以降は、バーやパブのみが操業禁止）		

JETRO 移動制限令 (MCO) の概要 【CMCO】

発表	10月12日	10月26日	11月7日	11月21日	12月5日	12月18日
期間	10/14~27	10/28~11/9	11/10~12/6		12/7~20	12/21-31
	条件付き移動制限令 (CMCO)				CMCO※一部緩和	
対象地域 ※全国規模はなし	セランゴール、KL、プトラジャヤ、サバ	セランゴール、KL、プトラジャヤ、NS・ニライ	ペルリス、パハン、クランタン、サラワク以外の州	セランゴール、KL、プトラジャヤ、ペナン、ペラ、クランタン、NS、サバ、ラブアン	KL、サバ ※セランゴール、ケダ、ペナン、ペラ、NS、クランタン、ジョホールの一部地区	KL、サバ ※セランゴール、ペナン、ペラ、NS、ジョホールの一部地域
外出制限	CMCO地域をまたぐ州間、対象地域内での地区をまたぐ移動は原則禁止。業務、緊急事態の場合のみ条件付きで可能。				EMCOを除いて国内移動可能に	
買い出し人数	1世帯2人まで		1世帯3人まで	1世帯3人まで	人数制限なし	
乗車人数	運転手を含め2人まで		11/13~ 運転手を含め3人まで		乗車定員まで	
移動可能な時間帯	特になし					
レストラン等	最初は2人まで、10月15日から、ソーシャルディスタンスを取れるテーブルの大きさであれば、 店内飲食1テーブル4人まで				人数制限なし	
営業時間	小売店、レストランなど、午後10時まで			11/24~ 午前12時まで	午前12時まで	
入出国制限	RMCOと同じ					
集会	RMCOと同じ（対面のミーティングについては、マスク着用且つ会議室定員の50%までを上限）					
ビジネスの操業	CMCO地域における、マレーシア国際貿易産業省（MITI）が管轄する企業（製造業や駐在員事務所）の 管理・事務部門は、原則在宅勤務 。一部業務は、全従業員の10%を上限に、週3日10~14時まで可。					

- 2020年8月～ 公共な場所でのマスク着用、接触者追跡アプリ利用が義務化に

「My Sejahtera」

- 「My Sejahtera」は、政府が2020年4月に導入を開始した接触者追跡アプリ。当初は任意利用を推奨。
- 2020年6月末以降、長期滞在パス保持者の入国が可能になり、入国者にはダウンロードを義務付け。
- **2020年8月3日**より、政府が開発した接触者追跡アプリ「My Sejahtera」を、すべての建物、建物内のテナントに入場時に利用することを義務化。
- 加えて、体温測定、手指の消毒も必須。



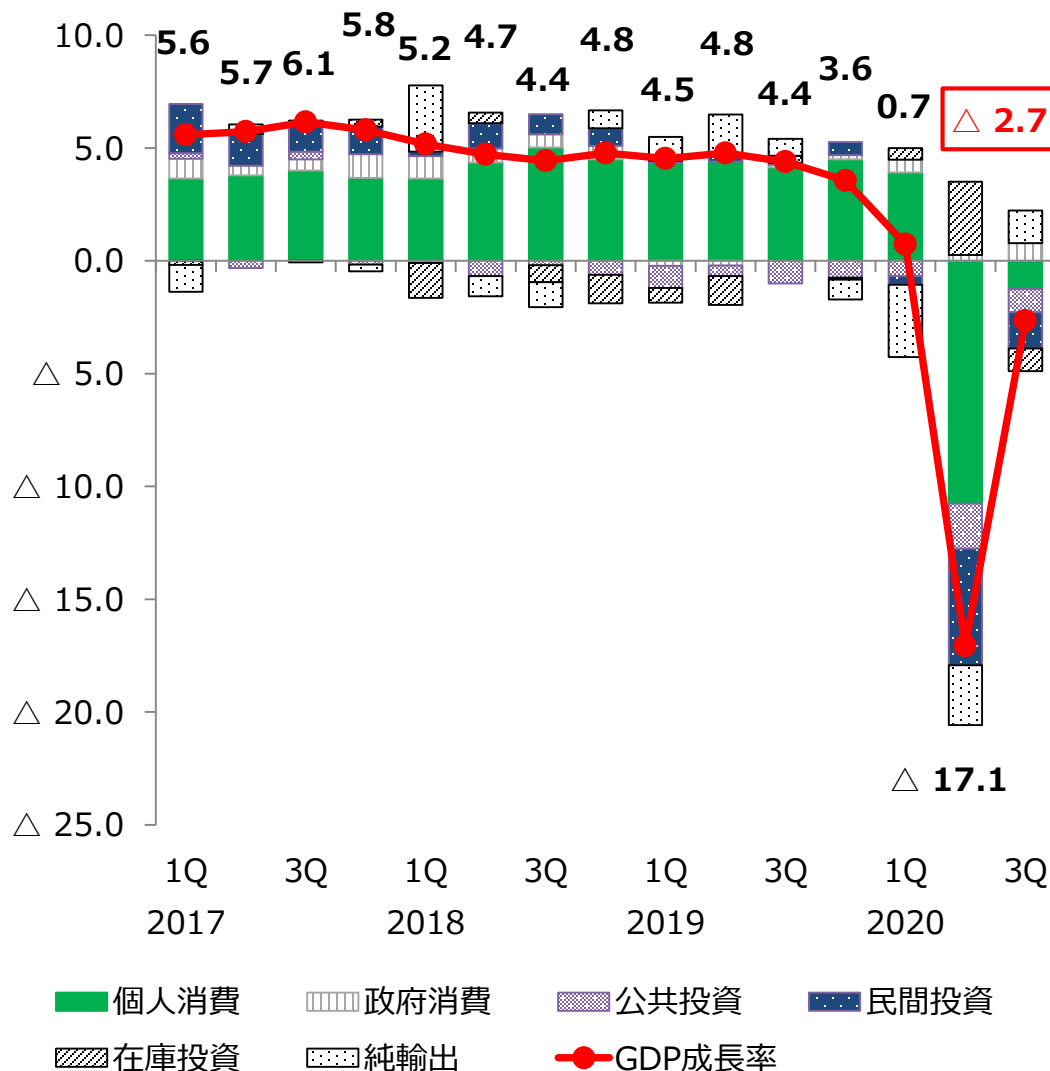
マスク着用義務

- **2020年8月1日**より、混雑する公共の場所、公共交通機関でのマスク着用を義務付け。
- モスクなどの宗教施設、礼拝室、社会的行事、公共交通機関、病院、小売店全般、美容院、マッサージ店、娯楽施設、動物園などが含まれる。
- 公共の場所であってもグラウンドなどのオープンで十分なスペースがある場所、自家用車、運動やスポーツを行っている時、2歳以下の子供は免除。
- 違反者は1,000リンギの罰金。



需要項目別実質GDP成長率

(%、前年同期比)



2020年Q3までの状況

全体

- 20年Q3の**GDP成長率は△2.7%**。Q2からは回復したが、Q4は悪化予測も。
- 20年通年の予測は、
▲3.5～▲5.5%（マレーシア中銀）
▲6.0%（IMF）、▲4.9%（世銀）

純輸出 【輸出 - 輸入】

- 6月以降の輸出の回復を反映し、純輸出が3四半期ぶりにプラスに寄与した。
- 国別では中国、米国、品目別では電気・電子製品が輸出増に大きく寄与。

投資

- 民間投資の成長率はQ3に▲9.3%と依然マイナスだがQ2の26.4%から回復。建設活動の再開などが寄与。
- 公共投資の成長率は▲18.6%と、民間投資同様Q2からは回復。
- フィッチ・レーティングスが12月4日に、マレーシアをBBB+に格下げ。今後の投資動向を注視。

消費

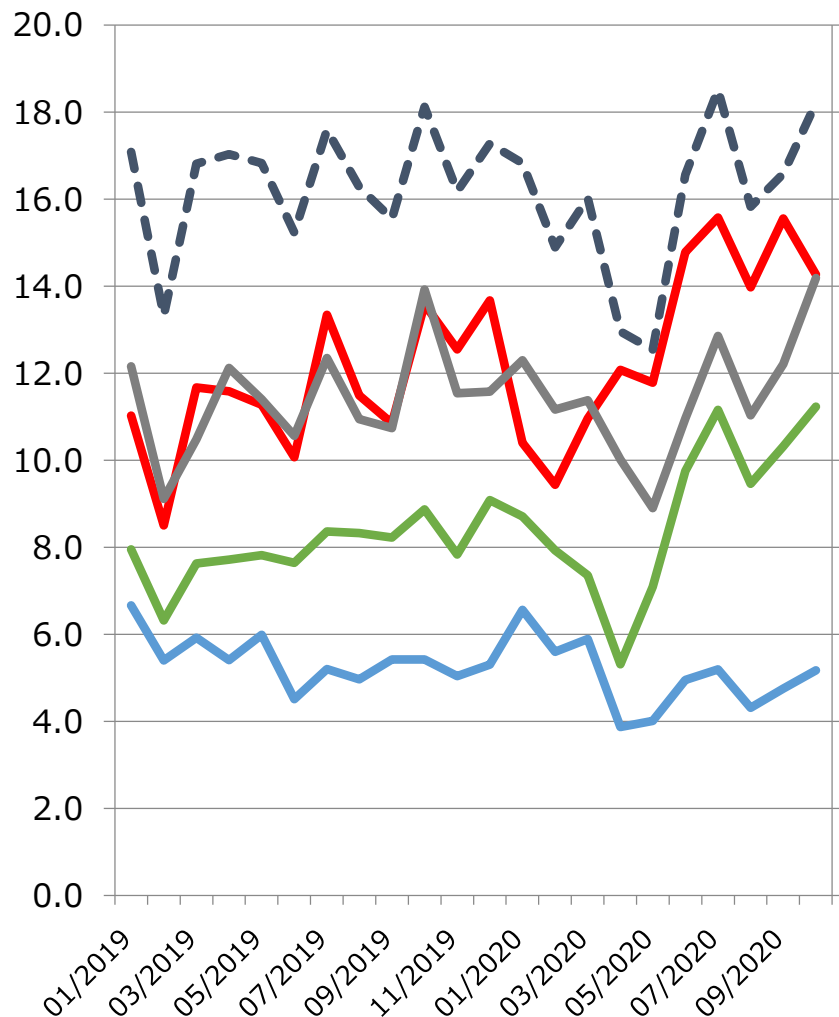
- 個人消費の成長率はQ3に▲2.1%と、移動制限緩和の影響でQ2の▲18.5%から大幅に回復。
- 消費マインドの回復見通しは不明瞭。Q4は再度のCMCOにより減速も。

(出所)「四半期別GDP」(マレーシア中央銀行/統計局) 他

(単位：10億リンギ)

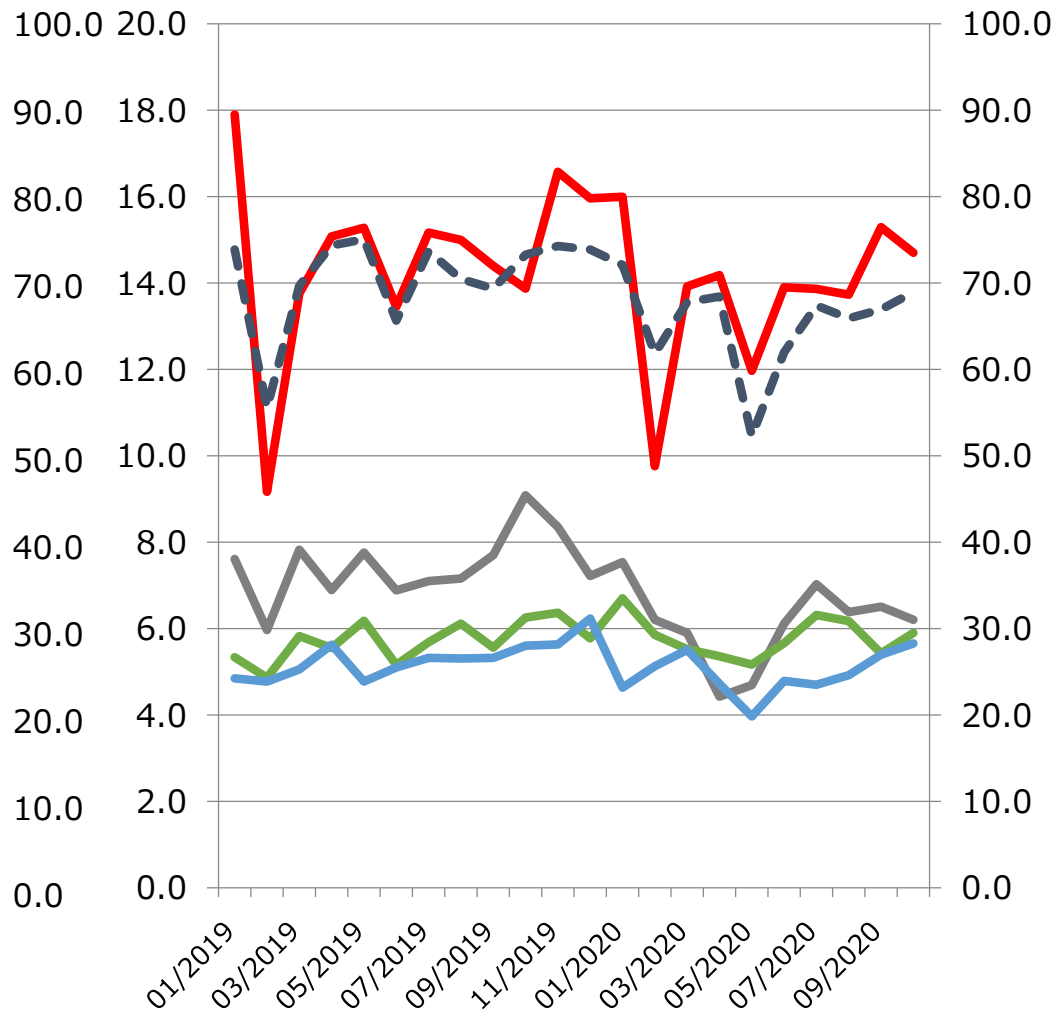
月別輸出額

— 中国 — シンガポール — 米国
— 日本 - - - 世界 (右軸)

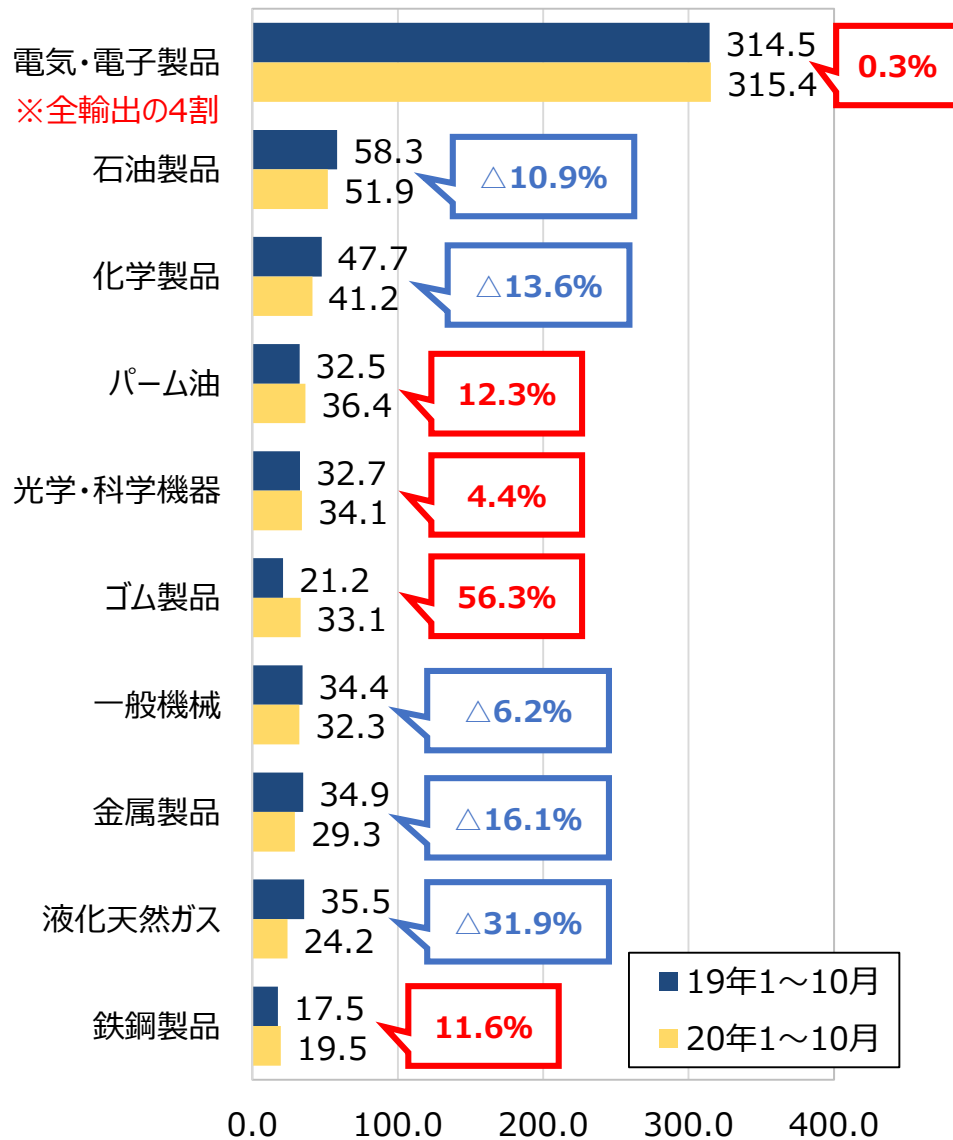


月別輸入額

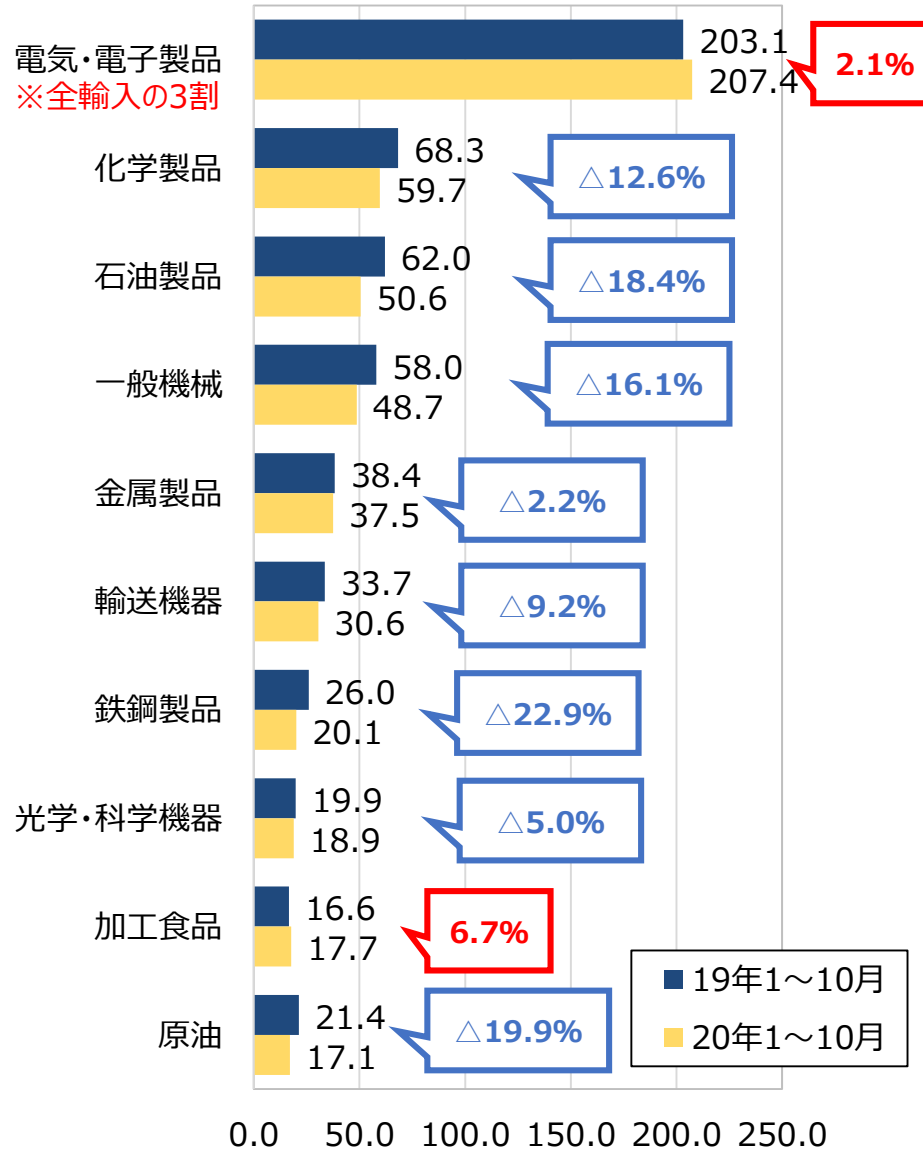
— 中国 — シンガポール — 米国
— 日本 - - - 世界 (右軸)



品目別輸出額 (1~10月)

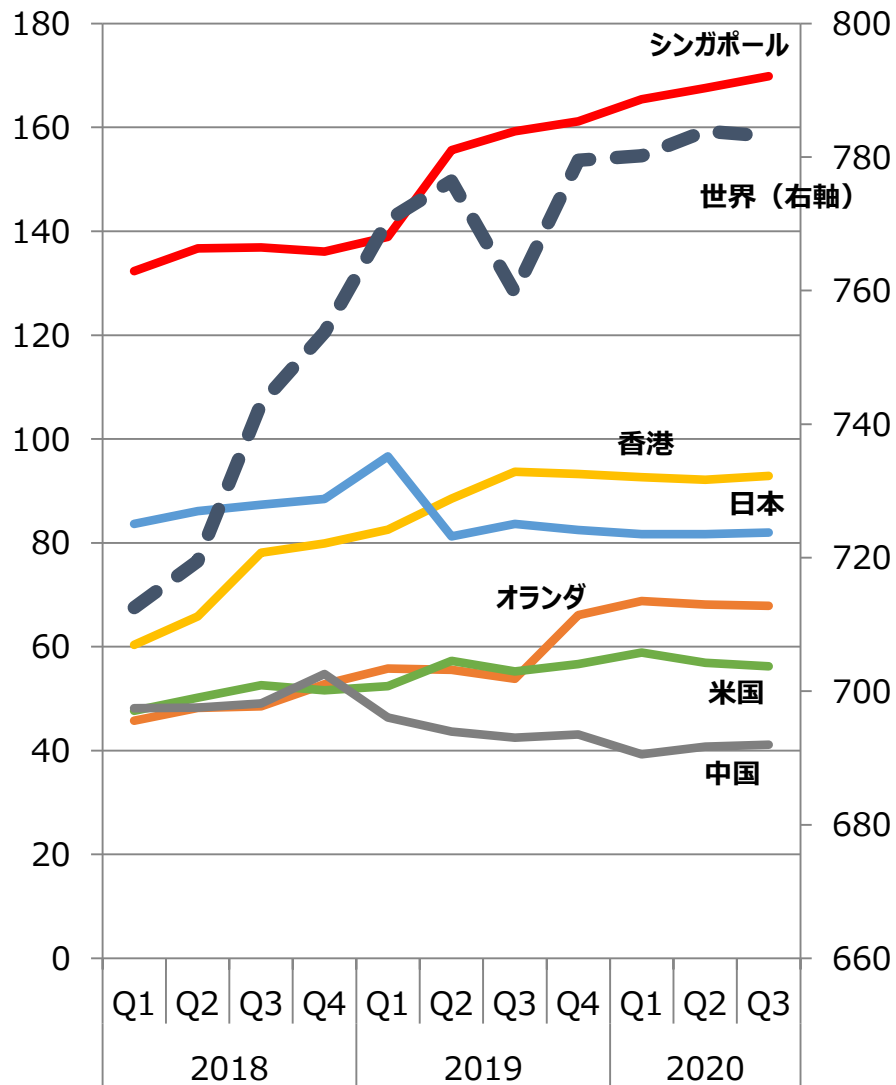


品目月別輸入額 (1~10月)



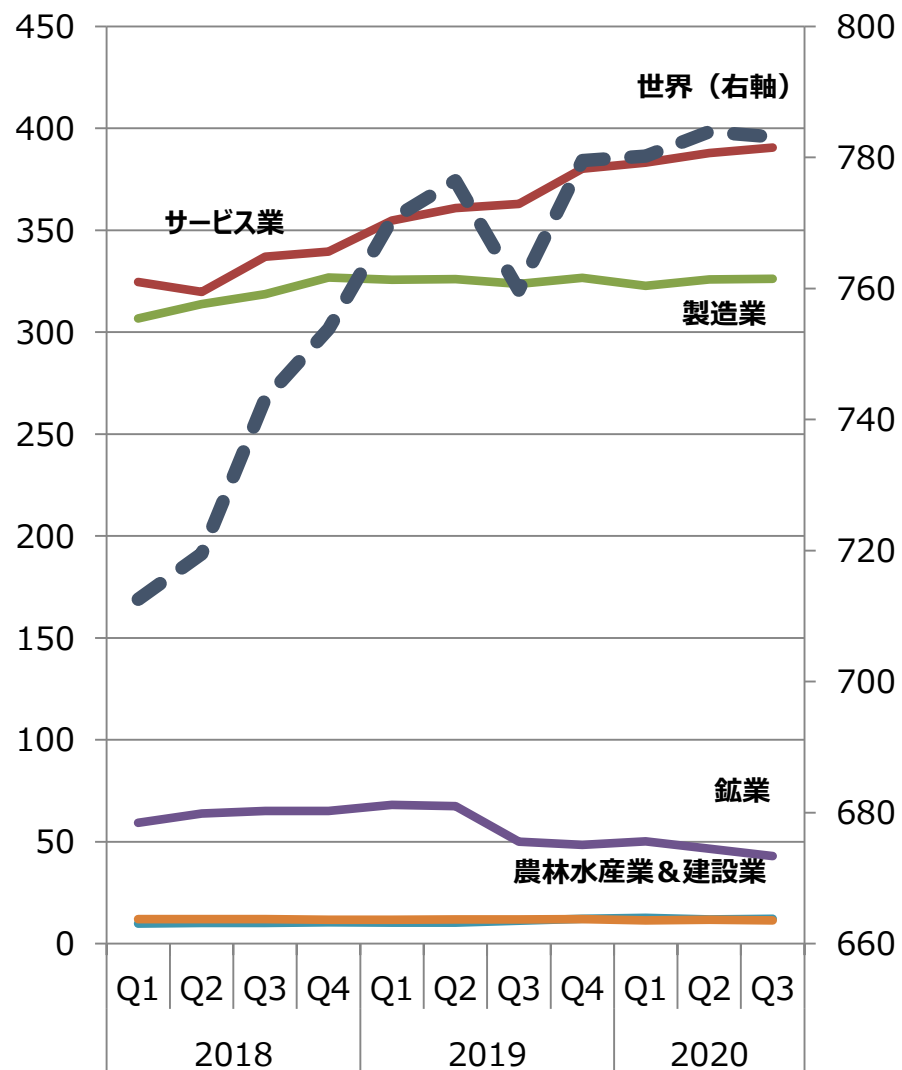
(単位：10億リンギ)

外国直接投資残高（国別）



(注) 上位5か国&中国。

外国直接投資残高（業種別）



(注) Asset-Liability Principle方式。(出所) マレーシア統計局

製造業外国投資認可額（国別、ネット・フロー）上位10カ国

■ 2019年は米中貿易摩擦の影響で米国企業の投資が活況



		2018年		2019年		2020年1~9月			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	伸び率
1位	中国	40	19,673.3	79	15,300.3	58	16,768.7	42.5	153.4
2位	シンガポール	82	1,834.0	118	5,614.2	85	7,616.5	19.3	67.4
3位	スイス	7	261.6	2	126.2	9	2,762.4	7.0	21.9倍
4位	米国	18	3,155.0	37	14,226.2	20	2,324.3	5.9	△81.0
5位	オランダ	10	8,336.9	11	997.4	8	1,854.6	4.7	99.3
6位	タイ	6	169.6	3	94.0	4	1,843.4	4.7	19.6倍
7位	日本	63	4,133.3	53	3,792.2	38	1,466.6	3.7	△36.7
8位	韓国	10	2,495.4	15	914.1	7	1,379.9	3.5	4.0倍
9位	香港	10	1,250.6	24	1,186.0	19	1,023.4	2.6	33.1
10位	英領ヴァージン諸島	5	2,768.5	5	1,388.0	9	734.8	1.9	△62.1
世界計		266	58,022.1	378	53,891.9	350	39,433.9	100.0	3.2

（注1）構成比は外国直接投資認可額の世界計に占める割合。（単位：件、百万リング、%）

（注2）伸び率は前年同期比。

（出所）マレーシア投資開発庁（MIDA）

- 欧米企業、パナソニック、電気・電子製品や医療機器の投資が活況

E&E、半導体

<2019年>

- 【米国】Intel Technology @パナソニック
半導体デバイス製造の拡張投資
- 【米国】Micron Technology @パナソニック
半導体製造装置製造の拡張投資
- 【米国】Jabil Circuit @パナソニック
産業、医療機器、航空機器向け部品製造
- 【米国】On Semiconductors @パナソニック
自動車、通信、コンピューター向けの半導体製造の拡張投資
- 【米国】Plexus Manufacturing @パナソニック
電子部品製造の拡張投資

<2020年>

- 【米国】Lam Research @パナソニック
半導体製造装置製造
- 【米国】Ultra Clean Holdings @パナソニック
半導体関連企業向け液体デリバリー等サブシステム製造
- 【中国】Zodiac @未定 ※報道ベース
5Gチップ、カプセル化を行う工場設立を発表

医療機器

<2019年>

- 【英国】Smith + Nephew @パナソニック
整形外科用医療機器製造の新規投資

<2020年>

- 【米国】Dexcom @パナソニック
持続血糖計測器製造。米国以外で初の製造拠点設立

その他

<2019年>

- 【中国】LONGi Green Energy Manufacturing @サラク
太陽光発電パネル用の単結晶ソーラーセルの製造販売の拡張投資。

<2020年>

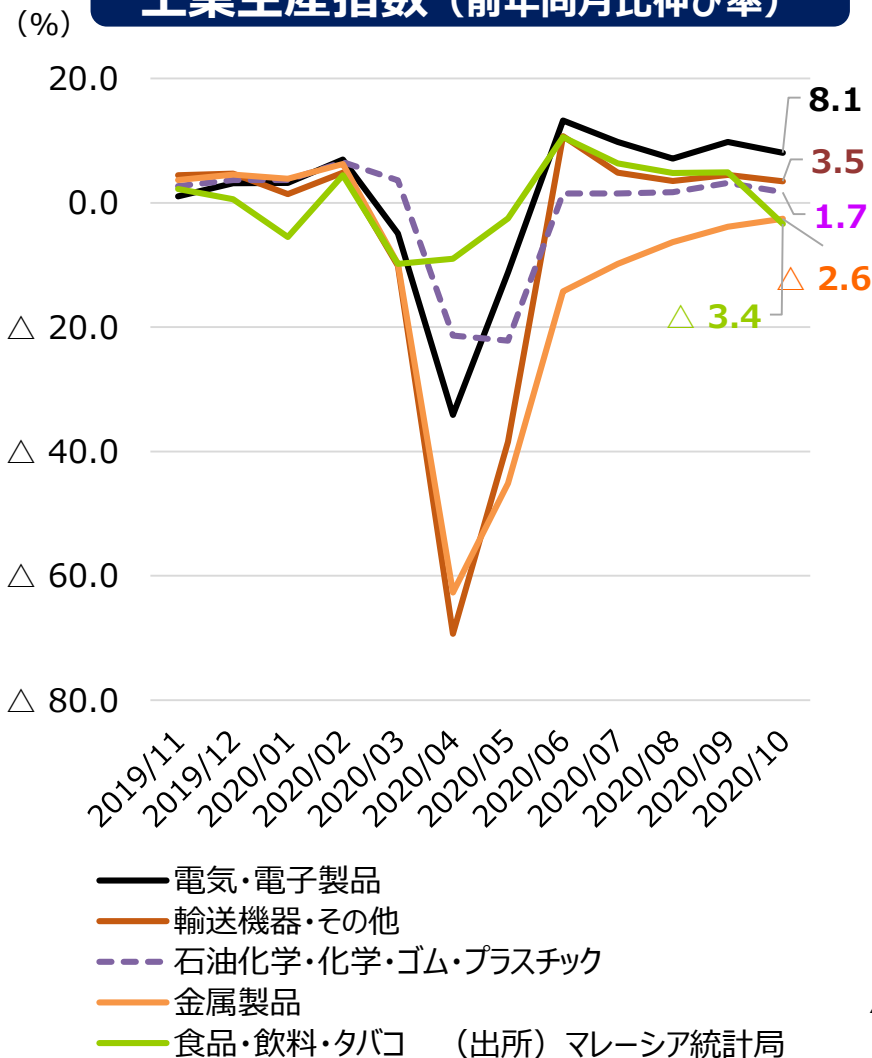
- 【スイス】LEM @パナソニック
自動車・工業用計測機械製造。スイス、ベルギー、中国に加えて新規の製造拠点設立。
- 【スイス】Nestle @セランゴール ※報道ベース
インスタント麺の新製造ライン導入への投資を発表

発表日	名称	総額 (億リンギ)	主な企業向け支援策
2月27日	景気刺激策（第1弾）	200	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業向け低金利ローン（第2弾継続） ■ 法人税納税期限の延長（→第2弾継続） ■ 電気代の割引（→第2弾継続）
3月27日	景気刺激策（第2弾） 	2,300	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸金補助制度／雇用維持プログラム ■ 電気代の割引 ■ 人材開発基金（HRDF）の拠出免除 ■ 外国人労働者の年次雇用税の引き下げ
4月6日	景気刺激策（第3弾） 	100	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸金補助制度拡充 ■ 中小企業向け低金利ローン ■ 中小企業向け賃料免除・割引 ■ 移動制限中の雇用条件の労使間協議奨励
6月5日	短期経済回復計画 	350	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸金補助制度拡充／雇用維持プログラム ■ 外国直接投資促進インセンティブ ■ フレックスタイム導入へのインセンティブ ■ 中小企業向け低金利ローン ■ 特定産業・事業への補助金 ■ 乗用車売上税の減免（国内生産100%免除、輸入車50%免除）
9月23日	景気刺激策補足イニシアティブパッケージ	100	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸金補助制度第2弾 ■ 零細企業に対する一時金
11月6日	2021年予算案 	3,225 (歳出)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検査機能向上、ワクチン確保などの新型コロナウイルス対策 ■ 個人所得税、社会保障負担率の引き下げ ■ 外国直接投資促進インセンティブの範囲拡大、申請期限延長 ■ プリンシパル・ハブ制度の延長、後半5年間の条件緩和 ■ 貿易活動の地域統括企業にグローバル・トレーディングセンター新制度 ■ 医薬品を製造する企業への投資インセンティブ

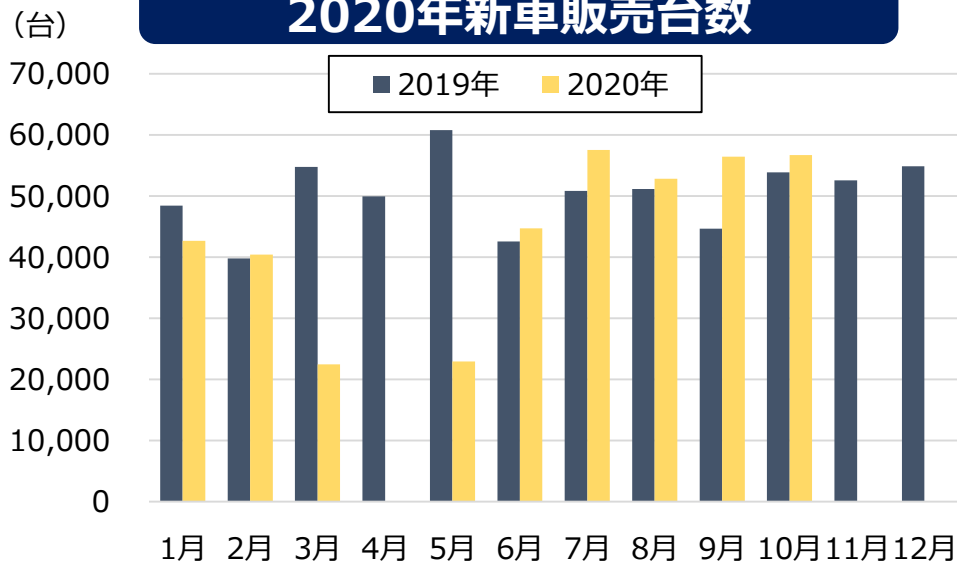
JETRO 製造業の状況

- 輸出が回復、全産業とも前年並みに。特にE&Eは好調。
- 政府支援策による税金の減免で、国民車メーカーを中心に7月以降の自動車生産好調

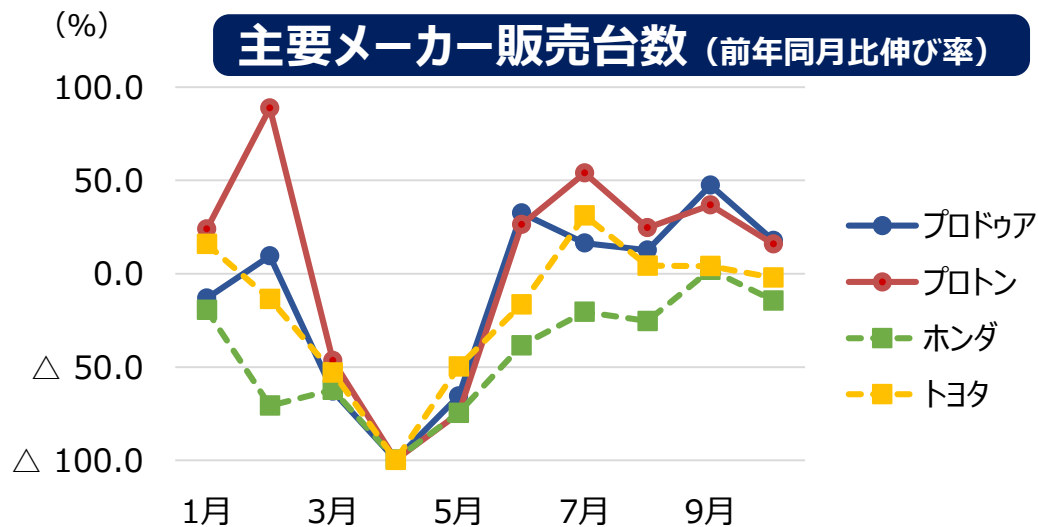
工業生産指数（前年同月比伸び率）



2020年新車販売台数

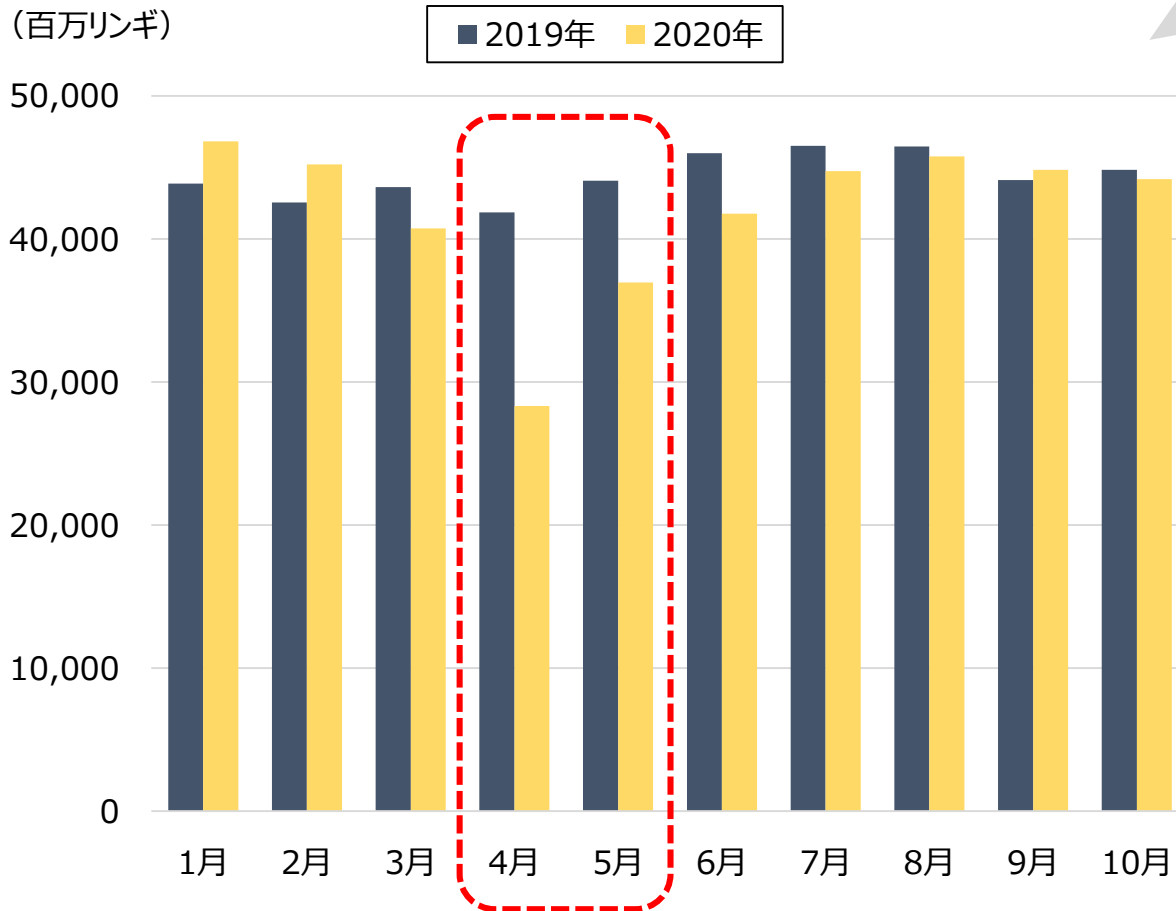


主要メーカー販売台数（前年同月比伸び率）



- 小売業は、外出控えなどの影響で前年割れ続いたが、徐々に回復傾向。

小売業の月別売上高



- 外出や観光が制限されたことで、自炊が増加、食品は好調。
- 調味料やインスタント食品のほか、自宅で楽しむお菓子・アルコール飲料、健康を意識した発酵食品などが人気。
- 輸入食品フェアも好調。

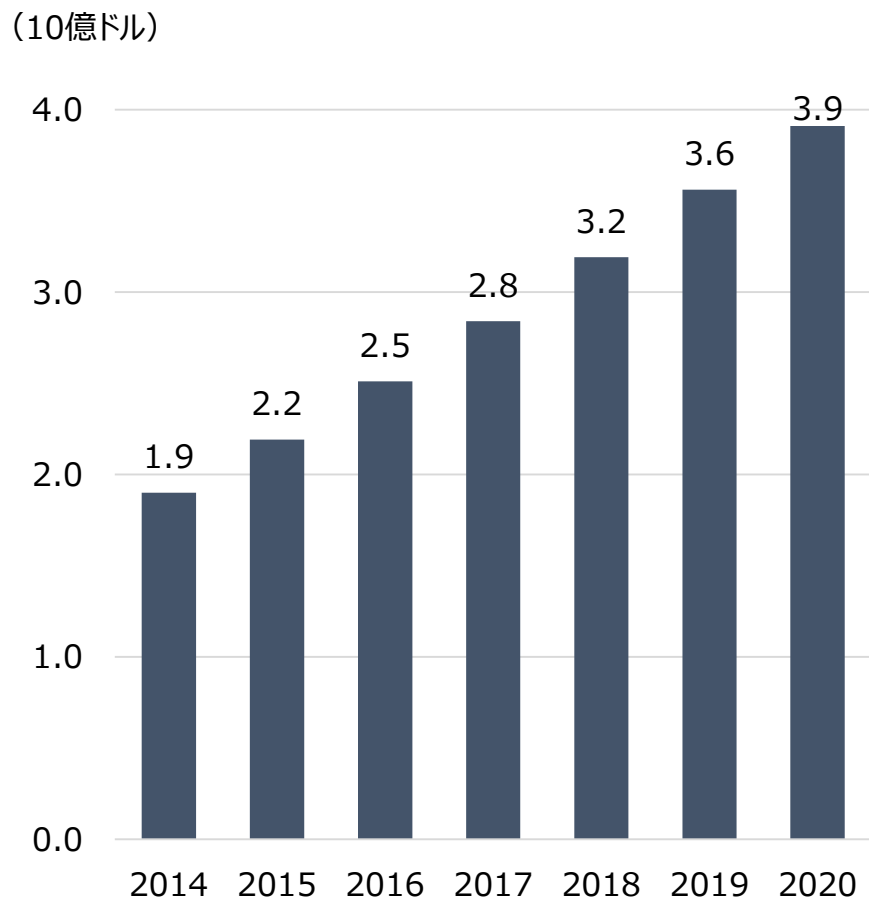


(出所) マレーシア統計局

JETRO ECの利用状況

- ECやデリバリーサービスの活用が急激に増加、政府もEC活用を後押し

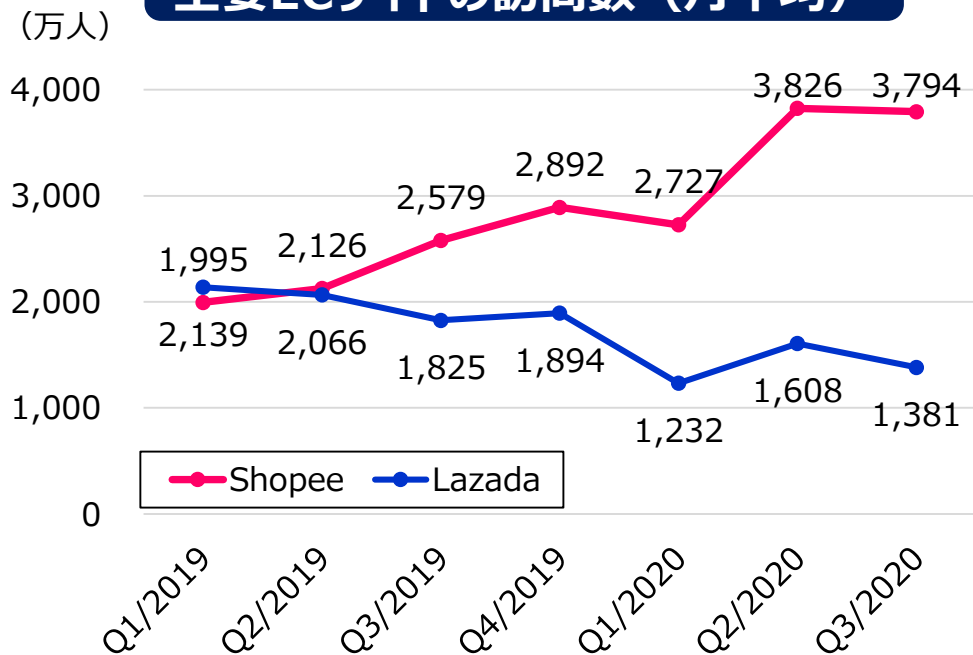
マレーシアのEC市場規模



(注) 2017年以降は推定値。

(出所) ジェトロ「マレーシアにおける食品のオンライン販売 (EC) に関する調査」

主要ECサイトの訪問数 (月平均)



(出所) iPrice Malaysia

- マレーシア・デジタルエコノミー公社 (MDEC)によると、2020年のGDPに対するECの寄与は約400億ドル。前年比で20%増と大幅に増加。
- 2018年のマレーシアのEC利用者数は1,983万人 (ネット人口約6割)、EC化率2.5%、スマホ普及率約9割。
- 2020年6月のマスターカードの調査によると、マレーシアは最もEウォレット利用率が高い (40%)。

- 製造業はほぼ外資規制なし。サービス業では、資本金や出資比率の規制あり。
- 新型コロナウイルスの影響で、KL市内での消費者向けサービス開業に規制。

主な外資規制

<最低資本金条件>

- デパートメントストア*
 - スーパーストア*
 - 専門店
 - 流通センター・その他流通形態
- * 面積などの諸条件もある。

<出資規制あり>

- 国家権益に関わる事業(水、電力、放送、防衛等)
- ハイパーマーケット*
- コンビニエンスストア*
- 学習塾*
- 陸上輸送*※

* 外資規制に加え、ブミプトラ資本規制がある。

※陸上輸送は、自社製品のみでの輸送なら100%可。

<外資参入不可>

- 流通サービス業が中心。
一定面積以下のスーパー/ミニマーケット、食料品店、新聞販売店、雑貨店、薬局（漢方等）、ガソリンスタンド、常設市場、国家戦略的利益に関与する事業、布地屋、高級店でないレストラン、ビストロ、宝石店など

KL市内のビジネスライセンス規制

<ビジネスライセンスとは>

- 事業所が所在する地方自治体に申請する許認可。
- 条件は店舗が所在する地方自治体及び業種により異なる。

<クアラルンプール市内の規制>

- クアラルンプール市役所は、2020年6月にクアラルンプール市内で新たにビジネスライセンスを取得する消費者向けサービスを中心とする特定20業種及び特定地域に対して、外資参入を禁止。
- 新型コロナウイルスの流行により、ライセンス未取得で違法操業する外国人が増加、取り締まりのため導入。

<外資参入が禁止される20業種>

- 流通・サービス業の中でも消費者向けサービスが中心。ハイパーマーケット、スーパー、ミニマーケット、食料品店、コンビニ、衣服・履物・バッグ販売、レストラン、ビストロ、カフェ、理容店・美容院、スパ、PC関連品販売など。
※衣服・履物・バッグ販売、レストラン、ビストロ、カフェなどは、インターナショナルブランドや高級ブランドは対象外。店舗ではなく、管理オフィスであれば対象外。

JETRO 外国人の出入国制限

- マレーシアへの入国は、原則長期滞在パスを取得している者のみ、所定の手続きを踏んで可能。
- 例外的に、シンガポールとの間でのみ、短期滞在者の入国などが可能。

入国までの流れ

- 入国可能な外国人は、原則マレーシアの長期滞在パスを取得している者のみ。

<出発前>

- ① 管轄省庁・政府機関から**サポートレター**を入手
- ② サポートレターを添え、入国管理局長官の**入国許可**を取得（MyEntryという専用ポータルからオンライン申請）
- ③ 政府所定の「**確約書**」フォームに記入、雇用パスのコピー、Eチケットともに在外マレーシア大使館にメールで送付し、**渡航通知書**を取得
- ④ 出発3日前までに、「My Sejahtera」に登録
- ⑤ 入国3日前までにPCR検査を受け、英文の陰性証明書を取得（任意）
- ⑥ 政府がして指定する隔離対応ホテルを予約（希望者）

<入国後>

- ⑦ **PCR検査**
- ⑧ **10日間の強制隔離**（⑥で予約している場合は、予約表を提示する。予約していない場合はホテルは選べない）
- ⑨ 隔離8日目または9日目に**感染検査**
⇒検査が陰性の場合、10日目に隔離完了

※外国人が出国・再入国する場合も、MyEntryで申請。
業務、医療上の理由、緊急事態などに事由は限定。

シンガポールとの往来

- 8月17日より、両国間の相互渡航が条件付きで再開
- 以下の2種類。
 - ①公務またはビジネス上不可欠な相互出張を認める「**相互グリーン・レーン（RGL）**」
 - ②越境通勤者を対象に定期的な往来を認める「**定期通勤協定（PCA）**」
- RGL、PCAともに、マレーシアへの入国は「MyTravelPass」、シンガポールへの入国は「SafeTravel Pass」を通じて申請。
- RGLは**1週間400人**、PCAは**1日2,000人**が上限

<RGLでのマレーシアへの入国条件>

- シンガポールの法定居住者が対象
- マレーシアでの滞在は**最大14日間まで**
- 入国10日前までに、オンラインで申請する
- 申請代行及び滞在中の責任を負う、在マレーシア企業または政府機関が必要
- 申請時に滞在スケジュールなどを提出
- 「My Sejahtera」のダウンロード
- 入国3日前以内及び到着後にPCR検査を受ける
(結果が出るまでは滞在先で待機)



ご清聴ありがとうございました！

【ご注意】

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。

主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

ジェトロ・ウェビナー 「現地駐在員発！マレーシアの今」

本日は最後までご視聴いただき、
ありがとうございました。

○マレーシアでのビジネスについてのご相談をお待ちしております。

✉ 在マレーシアの方は、ジェトロ・クアラルンプール事務所へ
TEL: +60-3-2171-6100 MAIL: MAK@jetro.go.jp

✉ 在シンガポール等の方は、ジェトロ・シンガポール事務所へ
TEL: +65-6221-8174 MAIL: SPR@jetro.go.jp